

## 目 次

## 津市規則

津市職員の病気休暇及び休職の取扱いに関する規則

津市職員の希望降任に関する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則

## 津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

地縁による団体の認可

令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

放置自転車等の撤去及び保管

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所の廃止

認可地縁団体の告示事項の変更

## 津市公告

令和5年2月分津市農用地利用集積計画の決定

## 津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

津市水道事業指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定更新

## 津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

## 津市選挙管理委員会告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県議会議員選挙における不在者投票の時間

三重県議会議員選挙における選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間について

津市榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市榊原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市榊原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市職員の病気休暇及び休職の期間等の取扱いに関する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第 3 号

津市職員の病気休暇及び休職の期間等の取扱いに関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号。以下「勤務時間条例」という。）第 14 条第 2 項に規定する病気休暇の期間及び津市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成 18 年津市条例第 29 号。以下「分限条例」という。）第 3 条第 1 項に規定する休職の期間並びに分限条例第 2 条第 1 項の規定による医師の診断について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(病気休暇の通算)

第 2 条 勤務時間条例第 14 条の規定により連続する 8 日以上病気休暇を使用した職員が、当該病気休暇の期間（以下この条において「前病気休暇の期間」という。）の末日の翌日から起算して 1 年以内に再度の病気休暇を使用したとき（前病気休暇の期間における当該病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除く。）は、当該再度の病気休暇の期間と前病気休暇の期間（この条の規定により通算された期間を含む。）を通算するものとする。

(休職の通算)

第 3 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして休職をした職員が、当該休職の期間（以下この条において「前休職の期間」という。）の末日の翌日から起算して 1 年以内に再度の休職をしたとき（前休職の期間における当該休職に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合を除く。）は、当該再度の休職の期間と前休職の期間（この条の規定により通算された期間を含む。）を通算するものとする。

(本人の意に反する降任又は免職をする場合の医師の診断等)

第4条 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合における分限条例第2条第1項の規定による医師の診断は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職（以下この項において「休職」という。）の期間（前条の規定により通算された期間を含む。）が3年に達するにもかかわらず、心身の故障の回復が不十分で、職務を遂行することが困難であると考えられる場合
- (2) 休職中であって、今後職務を遂行することが可能となる見込みがないと判断される場合
- (3) 病気休暇又は休職を繰り返し、それらの期間（当該病気休暇又は当該休職に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の病気休暇又は休職の期間及び病気休暇又は休職から復帰した日から3年以上病気休暇を使用せず、かつ、休職をしなかった場合における当該復職した日以前の病気休暇及び休職の期間を除く。）の累計が3年と90日を超え、そのような状態が今後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合
- (4) 勤務実績がよくない職員又はその職への適格性を欠くと認められる職員について、それらが心身の故障に起因すると思料される場合

2 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職することができる場合は、前項の規定により医師によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期間が終了する病気休暇について適用する。

- 3 第3条の規定は、施行日以後にその期間が終了する休職について適用する。
- 4 第4条第1項第3号の規定は、施行日以後にその期間が終了する病気休暇及び休職（当該休職の直前に使用した病気休暇を含む。）について適用する。

津市職員の希望降任に関する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第4号

### 津市職員の希望降任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の降任に関する希望を尊重することにより、職員の勤務意欲の向上及び心身の負担の軽減を図り、もって組織の活性化に資するため、職員の希望降任に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降任を希望することができる職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当するものとして1年以上（津市職員の病気休暇及び休職の期間等の取扱いに関する規則（令和5年津市規則第3号）第3条の規定により通算した期間を含む。）の休職を命じられている者（津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）又は同項第2号イに掲げる教育職給料表（二）（以下「教育職給料表（二）」という。）の適用を受ける同条例第18条第1項に規定する管理職員に限る。）であって、職責の増大、病気等の理由により、身体的又は精神的にその職責を果たすことが困難であると感じるものとする。

(降任の申出)

第3条 降任を希望する職員（以下「希望職員」という。）は、希望降任申出書（別記様式）により任命権者に申し出るものとする。

(降任の承認)

第4条 任命権者は、前条の規定による申出があったときは、降任の適否について判定し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(降任の時期)

第5条 任命権者は、前条の規定により降任を承認した職員（以下「降任職員」という。）を、当該降任職員が休職から復職する日又は当該復職する日以後の最初の4月1日において降任させるものとする。

(降任の効果)

第6条 降任職員の降任後の職は、行政職給料表の適用を受ける職員にあっては担当副主幹と、教育職給料表（二）の適用を受ける職員にあっては主任とする。

2 降任職員の降任後の号給は、津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）第10条第2項の規定に基づき決定するものとし、復職する日における前条の規定による降任をしないとした場合に受けるべき当該職員の給料月額に100分の70を乗じて得た額の号給（当該額と同じ額の号給がない場合にあっては、直近下位の号給）とする。  
（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

希望降任申出書

年 月 日

（宛先）任命権者

所属  
職名  
氏名

私は、下記により降任を希望します。

記

- 1 降任を希望する理由
- 2 現在命じられている休職の期間
- 3 降任希望日



津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第 5 号

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 30 年津市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 津市立一志こども園の項中

「

|      |      |
|------|------|
| 90 人 | 90 人 |
|------|------|

」を「

|      |       |
|------|-------|
| 60 人 | 120 人 |
|------|-------|

」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第 6 号

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する  
規則

津市都市の低炭素化の促進に関する法律施行取扱規則（平成 28 年津市規則  
第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号  
ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「前条第 5 号」を「前条第 4 号」に改め、  
同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同  
条第 2 号とする。

第 1 号様式中

「備考

建築工事完了確認書の写しを添付してください。」

を

「備考

(1) 建築工事完了確認書の写しを添付してください。

(2) 報告者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場  
合は、押印を省略することができます。」

に改める。

第 2 号様式中「（※）」を削り、

「※ 建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理者（工事監  
理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）」

を

「備考

(1) 確認者は、建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理  
者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）として  
ください。

(2) 確認者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」  
に改める。

第3号様式に次のように加える。

備考

申出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第4号様式に次のように加える。

備考

届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第5号様式中

「備考

計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。」

を

「備考

(1) 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所が分かる図面等を添付してください。

(2) 届出者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第 7 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項の表中「若しくは第 5 項第 3 号」を「、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号」に、「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 3 項若しくは第 4 項」に改め、「第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書」の次に「、法第 5 8 条第 2 項」を加える。

第 1 8 条第 1 項の表法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定による認定の項の次に次のように加える。

|                            |                                                                                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定による認定 | 省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の<br>(い) 項に規定する付近見取図、<br>配置図及び各階平面図並びに同表<br>(ろ) 項に規定する 2 面以上の立面図及び 2 面以上の断面図 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条第 1 項の表の改正規定（「若しくは第 5 項第 3 号」を「、第 5 項若しくは第 6 項第 3 号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第 8 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 5 号中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第 3 項第 3 号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第 4 項第 3 号中「うるし」を「漆」に改め、同表第 7 項第 1 号から第 4 号までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第 8 号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同項第 10 号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、同項第 14 号中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号を同項第 15 号とし、同項中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、同項第 10 号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 第 7 項第 11 号の規定は、令和 5 年 1 月 18 日から適用する。

津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月１４日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第９号

津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則及び津市営駐車場に関する規則の一部を改正する規則

(津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第１条 津市伊勢湾ヘリポートの設置及び管理に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第１８８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「かかっており、又は精神に異常のある」を「かかっている」に改める。

(津市営駐車場に関する規則の一部改正)

第２条 津市営駐車場に関する規則（平成１８年津市規則第２０７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２号中「であり、又は精神に異常がある」を「にかかっている」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 津市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 20 年津市告示第 44 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

佐田連合自治会

三重県津市白山町佐田 554 番地 3

代表者 千馬 徹

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 変更前 | 町井 徹<br>三重県津市白山町佐田 1590 番地 2 |
| 変更後 | 千馬 徹<br>三重県津市白山町佐田 1646 番地   |

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 5 年 2 月 12 日の定期総会において選任され、令和 5 年 2 月 12 日から就任することになったため。

津市告示第 2 7 号

下記の者の令和 4 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所                        | 送達を受けるべき者 |
|-------------------------------------|-----------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                      | 〇〇 〇〇     |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇     |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇<br>〇〇〇〇〇〇〇〇   | 〇〇 〇〇     |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                  | 〇〇 〇〇     |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br>〇〇         | 〇〇 〇〇〇    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇<br>〇〇〇〇〇〇〇    | 〇〇 〇      |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                       | 〇〇 〇〇     |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇<br>〇〇〇〇〇     | 〇〇〇 〇〇    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇<br>〇〇〇〇        | 〇〇〇 〇     |



津市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、  
地縁による団体を認可し、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

太作自治会

2 規約に定める目的

この会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、地域  
社会の維持に資することを目的とする。

- (1) 広報・情宣活動により地域内の会員相互の連絡と連携を円滑に行う。
- (2) 美化・清掃活動により地域内の環境を維持する。
- (3) 集会施設の維持管理により会の会議・行事を持続的に行えるようにする。
- (4) 墓地施設の美化・清掃活動により会員相互の安寧に資する。
- (5) 伝統行事の継続により会員相互の親睦を図る。
- (6) 山林等の共有財産の維持管理により、目的に応じた活動の原資の一部を  
まかなえるようにする。
- (7) 周辺地域団体と連携・共同して各種活動を行うことにより、より広域の  
地域社会の維持に資する。

3 区域

この会の区域は、津市美杉町下之川字長井谷、同字大作、同字上広、同字  
堂川原及び同字ソウゾウとする。

4 事務所

津市美杉町下之川 1 1 1 5 番地

5 代表者の氏名及び住所

田中 信喜

津市美杉町下之川 9 3 6 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和5年3月1日

## 津市告示第 2 9 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 縦覧場所

| 縦覧場所         | 縦覧できる地域 |
|--------------|---------|
| 政策財務部資産税課    | 津市全域    |
| 政策財務部資産税課分室  |         |
| 河芸総合支所市民福祉課  | 河芸地域    |
| 芸濃総合支所市民福祉課  | 芸濃地域    |
| 美里総合支所市民福祉課  | 美里地域    |
| 安濃総合支所市民福祉課  | 安濃地域    |
| 香良洲総合支所市民福祉課 | 香良洲地域   |
| 一志総合支所市民福祉課  | 一志地域    |
| 白山総合支所市民福祉課  | 白山地域    |
| 美杉総合支所市民福祉課  | 美杉地域    |

### 2 縦覧期間

令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 3 0 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している  
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所         | 台数  | 撤去した年月日          |
|-------------------|-----|------------------|
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域  | 2   | 令和 5 年 2 月 3 日   |
| 津駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 1   | 令和 5 年 2 月 3 日   |
| 津駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 1   | 令和 5 年 2 月 6 日   |
| 久居駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1   | 令和 5 年 2 月 8 日   |
| 久居駅前第 2 公共自転車等駐車場 | 7   | 令和 5 年 2 月 8 日   |
| 久居駅周辺自転車等放置禁止区域   | 2   | 令和 5 年 2 月 1 4 日 |
| 八町一丁目地内           | 1   | 令和 5 年 2 月 1 4 日 |
| 津駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 1   | 令和 5 年 2 月 1 5 日 |
| 津駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 1   | 令和 5 年 2 月 1 6 日 |
| 西丸之内地内            | 1   | 令和 5 年 2 月 2 1 日 |
| 江戸橋一丁目地内          | 2   | 令和 5 年 2 月 2 2 日 |
| 津新町駅北公共自転車等駐車場    | 4   | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 津新町駅南公共自転車等駐車場    | 4   | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 津新町駅南第二公共自転車等駐車場  | 1   | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 津新町駅南第三公共自転車等駐車場  | 1 1 | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 高茶屋駅南公共自転車等駐車場    | 2 4 | 令和 5 年 2 月 2 7 日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域  | 1   | 令和 5 年 2 月 2 8 日 |

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
公益社団法人三重県看護協会
- 2 事業所の名称  
療養通所介護なでしこ津
- 3 事業所の所在地  
津市森町 2 0 1 9 番地 7
- 4 廃止年月日  
令和 5 年 4 月 3 0 日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

## 津市告示第 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年津市告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 荒木 覚

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 変更前 | 後久 信昭<br>三重県津市安濃町安濃 1 2 8 2 番地  |
| 変更後 | 荒木 覚<br>三重県津市安濃町安濃 3 3 5 8 番地 1 |

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 5 年 2 月 2 6 日の定期総会において改選され、同年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市公告第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市上下水道事業告示第 2 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 5 年 3 月 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

### 1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道

### 2 拡大区域（予定）

津市新家町ほか

### 3 事業の期間

昭和 49 年 3 月 26 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### 4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

### 5 縦覧期間

令和 5 年 3 月 1 日（水）から同年 3 月 14 日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

### 6 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで



津市上下水道事業告示第 3 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、津市水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 4 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

| 名 称             | 所 在 地                    | 廃止年月日              |
|-----------------|--------------------------|--------------------|
| 有限会社みずポリス<br>三重 | 松阪市中道町 5 0 5 番地 1        | 令和 4 年 1 2 月 3 0 日 |
| 株式会社雅建          | 津市久居小野辺町 1 5 7 3<br>番地 2 | 令和 5 年 2 月 1 3 日   |

津市上下水道事業告示第 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 1 0 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

| 名称       | 所在地                          | 指定の有効期間                                    |
|----------|------------------------------|--------------------------------------------|
| アオヤマ水道工業 | 多気郡明和町大字明星 1<br>1 9 9 番地 7 7 | 令和 5 年 2 月 3 日から令和<br>1 0 年 2 月 2 日まで      |
| 南出設備     | 津市白山町南出 5 8 8 番<br>地 5 8     | 令和 5 年 2 月 2 1 日から令<br>和 1 0 年 2 月 2 0 日まで |

津市上下水道事業告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

令和5年3月10日

津市上下水道事業管理者 松下 浩 己

| 名称           | 所在地               | 指定の有効期間      |
|--------------|-------------------|--------------|
| 株式会社高芝組      | 四日市市河原田町472番地の1   | 令和10年9月29日まで |
| 有限会社平濱       | 三重郡川越町大字当新田324番地1 | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社せいすい設備工業 | 大阪府枚方市津田西町一丁目3番5号 | 令和10年9月29日まで |
| 吉田産業株式会社     | 度会郡玉城町長更390番地     | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社エーカン     | 鈴鹿市八野町923番地7      | 令和10年9月29日まで |
| 有限会社小田無線商会   | 津市久居明神町2612番地の7   | 令和10年9月29日まで |
| 暮谷工業株式会社     | 松阪市駅部田町2024番地1    | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社サクマ工業    | 鈴鹿市柳町1678番地       | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社竹中設備     | 鈴鹿市寺家町1034番地3     | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社UETAKA   | 鈴鹿市野町西三丁目13番3号    | 令和10年9月29日まで |
| 株式会社喜田設備工業   | 鈴鹿市寺家町1499番地の3    | 令和10年9月29日まで |

津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月13日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和5年3月20日（月） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について

(2) 令和5年度津市学校運営協議会委員の任命について

## 津市選挙管理委員会告示第5号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 磯 部 憲 夫

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程等の一部を改正する告示

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部改正)

第1条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考に次のように加える。

4 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式備考に次のように加える。

5 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部改正)

第2条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式備考を次のように改める。

備考

1 契約書の写しを添付してください。

2 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式備考に次のように加える。

4 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正)

第3条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規

程（平成１８年津市選挙管理委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

第１号様式、第３号様式及び第４号様式に次のように加える。

備考 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

（津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部改正）

第４条 津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成２１年津市選挙管理委員会告示第７４号）の一部を次のように改正する。

第１号様式備考を次のように改める。

備考

１ 契約書の写しを添付してください。

２ 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第２号様式備考に次のように加える。

４ 候補者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

附 則

１ この告示は、公表の日から施行する。

２ 第１条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程、第２条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程、第３条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程及び第４条の規定による改正後の津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 津市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和4年津市選挙管理委員会告示第62号は廃止する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |   |         |          |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 497人  |
| 2 | 6分の1の数  | 37, 472人 |
| 3 | 3分の1の数  | 74, 943人 |

津市選挙管理委員会告示第7号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 磯 部 憲 夫

| 交付場所                 | 交付を行う期間          | 交付できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区 |
|----------------------|------------------|---------------------------|
| 津市本庁舎8階大会議室C         | 令和5年4月1日から同月7日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市河芸庁舎1階防災研修室        | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市芸濃庁舎2階中会議室3・4      | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美里庁舎1階会議室          | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市安濃庁舎2階会議室2・3       | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市久居庁舎1階1A会議室        | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市香良洲公民館1階住民活動室      | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市一志庁舎1階住民活動室        | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市白山庁舎2階203会議室       | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美杉総合文化センター1階会議室1・2 | 令和5年4月1日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| イオンモール津南3階イオンホール     | 令和5年4月5日から同月8日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市本庁舎1階ロビー           | 令和5年4月8日         | 第1投票区～第120投票区             |



津市選挙管理委員会告示第8号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第142条の3の規定により告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- 1 不在者投票の時間  
午前10時から午後8時まで
- 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所  
イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 1 | くじを行う日時 | 令和5年3月31日 午後5時30分 |
| 2 | くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A      |

津市選挙管理委員会告示第10号

令和5年4月9日執行予定の三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |   |           |      |
|---|-----------|------|
| 1 | 投票所を開く時間  | 午前7時 |
| 2 | 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第11号

令和5年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

提出すべき場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第12号

令和5年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

交付場所      津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第13号

令和5年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- |   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
| 1 | くじの日時 | 令和5年3月17日 午後5時30分 |
| 2 | くじの場所 | 津市選挙管理委員会事務局      |

津市選挙管理委員会告示第14号

令和5年3月22日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和5年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 磯 部 憲 夫

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
令和5年3月16日（年齢については、令和5年3月22日とする。）
- 2 登録を行う日  
令和5年3月16日